

# ご注意ください! 悪質な介護保険の住宅改修トラブルが急増しています!

「市役所やケアマネジャーの紹介で」などと偽り、「介護保険を使えば無料で工事ができる」、あるいは「介護認定申請もお任せ下さい」などと、高齢者世帯および昼間に高齢者のみになる家庭を狙った、悪質な訪問販売業者による住宅改修の被害が出ています。

介護保険サービスを適用する住宅改修（被保険者本人 1 割負担・審査・制限有）につきましては、原則として要介護等認定結果が通知された後に住宅改修申請手続きをしていただくことになっています。これは認定結果が非該当となった場合に、保険適用がなされず本人 10 割負担となり、被保険者本人の不利益となることを回避するためです。

なお、次のような場合には、介護保険の支給が受けられず全額被保険者自己負担となってしまいますので、特にご注意下さい。

- ① 市からの許可が下りる前に工事が始まっている場合、または、既に工事が終了している場合。
- ② 支給限度額の 20 万円を超えた部分。
- ③ 被保険者本人が住宅改修費用の 1 割(支給限度額 20 万円の 1 割、すなわち 2 万円が上限となります)を事業者を支払わない場合。

住宅改修について、必要と思われる場合は、適正な金額を確認するためにも複数の業者から見積もりをとっていただくことをお勧めします。

上記のような事業者が訪問した際には、市役所の他、高齢者の総合相談窓口として、国道 309 号を境に西側地域では松原市地域包括支援センター徳洲会（電話 072-334-3439）、東側地域では松原市地域包括支援センター社会福祉協議会（電話 072-349-2112）がありますので、気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

松原市 健康部 高齢介護課 認定係  
072-337-3131